

平成30年度第2回東北大学医療安全監査委員会報告書

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会規程第2条第1項に基づき、東北大学病院における医療安全に係る業務の状況について、以下のとおり管理者等からの説明の聴取を行うことによって報告を求め、また、現場を巡視することによって現状を確認することにより、監査を実施しました。

- ・日 時：平成31年1月7日（月）14：00～16：00
- ・場 所：3号館7階共用会議室
- ・委員長：武田 和憲（社会保険診療報酬支払基金宮城支部医療顧問）
- ・委 員：鳩森 好子（岩手医科大学看護学部長）
- ・委 員：三輪 佳久（齊藤・笛村法律事務所弁護士）
- ・委 員：原 忠篤（東北医科大学病院病院長補佐（事務部部長））

2. 監査の内容及び結果

○東北大学病院の医療安全について

I. 医療安全管理に係る体制

以下の項目について説明があった。

- (1) 医療安全推進委員会の体制見直し
- (2) 医療安全推進室の体制強化
- (3) 特定機能病院間相互のピアレビュー

II. 医療安全推進室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 平成29年度インシデントの年間分析
- (2) 診療内容のモニタリング
- (3) 誤嚥による窒息
- (4) ホルター心電計の放射線曝露
- (5) 尿道カテーテル関連インシデント再発防止策の経過報告
- (6) 医療倫理コンサルテーション

III. 医薬品安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 医薬品適正使用状況調査
- (2) 未承認等医薬品使用状況調査
- (3) 周術期抗血栓薬休薬の目安
- (4) 課題についての対応

IV. 医療機器安全管理室の業務

以下の項目について説明があった。

- (1) 新しい医療機器の導入時の研修
- (2) 特定機能病院における定期研修

- (3) その他の研修
- (4) 未承認等医療機器の届出状況
- (5) 医療機器調査の実施
- (6) 「医療機器点検の日」の実施状況

○院内巡視

- ・生理検査センター
- ・高度救命救急センター

上記の2部署を巡視し、業務内容や改善の状況を確認した。

3. 総括

東北大学病院は、特定機能病院として必要な医療安全管理上の要件を満たしていることを確認した。

特に、医療安全管理の体制を強化したこと及び医療倫理委員会や医療倫理コンサルテーションの活動は非常に良い取り組みである。また、医薬品安全管理室及び医療機器安全管理室についても適正に業務に取り組んでいることを確認した。

次回の外部監査委員会においては、特定機能病院の承認要件15項目への対応状況を再確認することとする。

平成31年 1月15日

国立大学法人東北大学医療安全監査委員会

委員長 武田 和憲